

坂井地区（あわら市・坂井市）

第9期介護保険事業計画 （地域包括ケア推進計画）

令和6年度～令和8年度

【概要版】



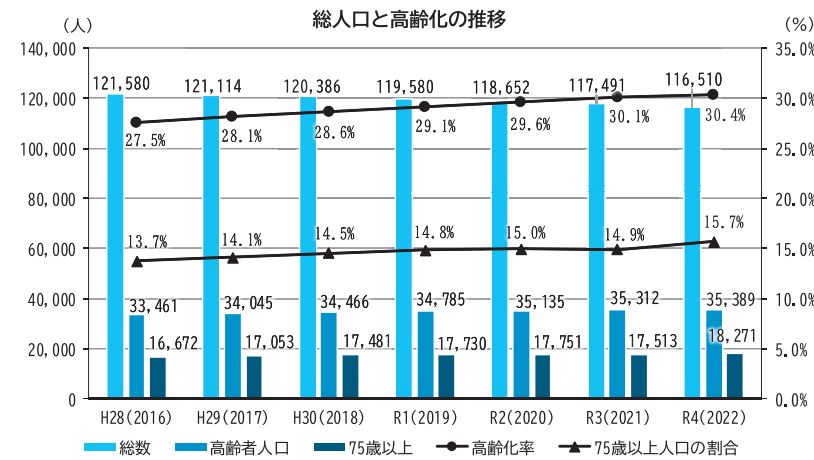
この計画は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間における介護サービスの体制整備に係る基本的な考え方や目標、その実現に向けた施策の方向性を定めるものとして策定しました。

令和6年3月

坂井地区広域連合

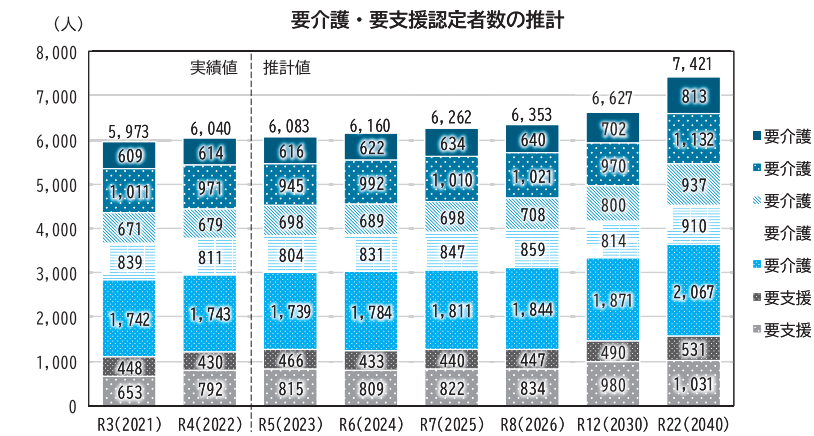
坂井地区の 現在と今後の姿

高齢者人口と高齢化率の推移



坂井地区の近年の総人口の推移をみると、総人口は減少傾向にある中、65歳以上人口は着実に増加傾向を示しており、令和4(2022)年度では35,389人となっています。それに伴い高齢化率も増加傾向にあり、30.4%となっています。

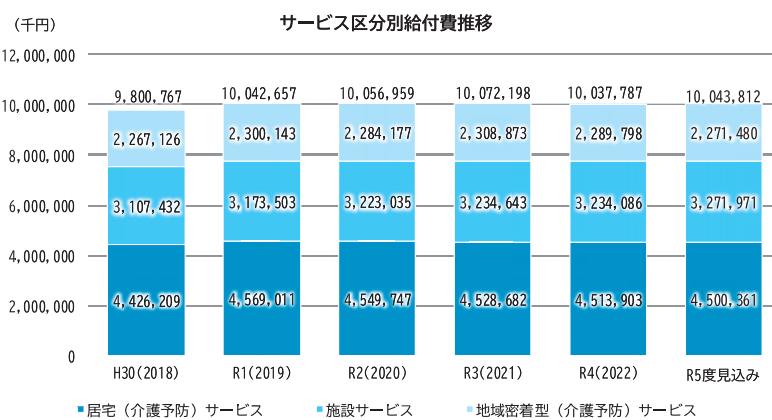
要介護・要支援認定者数の推計



将来の要介護・要支援認定者数をみると、高齢者人口の増加に伴い、年々増加傾向にあり、特に要介護3と要介護5は増加が見込まれています。

今後、後期高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者の増加、介護期間の長期化、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予想されます。

サービス給付費の動向



保険給付費は令和元(2019)年以降100億5千万円前後で推移しています。

サービス区分別給付費割合で最も割合が高いのは居宅(介護予防)サービスとなっています。

第9期の介護保険料

$$\frac{\text{坂井地区の介護保険サービスにかかる費用}}{\text{約 344 億円}} \times \frac{\text{65歳以上の人の負担割合}}{\text{約 23\%}} \div \frac{\text{坂井地区の65歳以上の人数(3年間)}}{\text{約 10万7千人}} = \frac{\text{基準額(年額)}}{\text{74,400 円}}$$

【第9期における第1号被保険者の所得別段階区分】

段階	対象者			保険料率
第1段階	○生活保護受給者 ○市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者			0.455 (0.285)
	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	本人の合計所得金額(※)と課税年金収入額の 合計が年間80万円以下の人	
			本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計 が年間120万円以下の人	
			上記に該当しない人	
		第2段階	同じ世帯に 市民税課税者 がいる人	
上記に該当しない人				
本人が 市民税 課税	本人の合計 所得金額が			80万円未満の人
				80万円以上120万円未満の人
		120万円以上210万円未満の人		
		210万円以上320万円未満の人		
		320万円以上420万円未満の人		
		420万円以上520万円未満の人		
		520万円以上620万円未満の人		
		620万円以上720万円未満の人		
		720万円以上800万円未満の人		
		800万円以上の人		

※第1～3段階における()内は低所得者の保険料軽減後の保険料率です。

※合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1段階から第5段階における合計所得金額は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した後の金額になります。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額」を控除した後の金額になります。

第9期計画においては、保険料段階を15段階に設定しました。保険料基準額(介護サービス費用が賄えるよう算出された保険料の標準的な金額)は、74,400円(月額6,200円)となります。

基本理念

誰もが可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」をより一層深化・推進することが必要です。さらに、地域の中で「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、自分らしくライフスタイルに応じた生きがいや役割を持ち、助け合いながら、元気でいきいきと暮らすことができる環境が望まれます。

そこで、中長期的な視野に立ち、坂井地区における令和 22(2040)年の地域包括ケアの望ましい姿を、行政、医療介護関係者、住民等がともに支え合い、助け合いながら、実現できるよう、次の基本理念を掲げます。

『誰もが自分らしく、 生きがいや楽しみを持って暮らせる 「支え合い・助け合い」のまちづくり』

住み慣れた地域で生きがいや楽しみを持って暮らせる地域の将来像



施策の体系

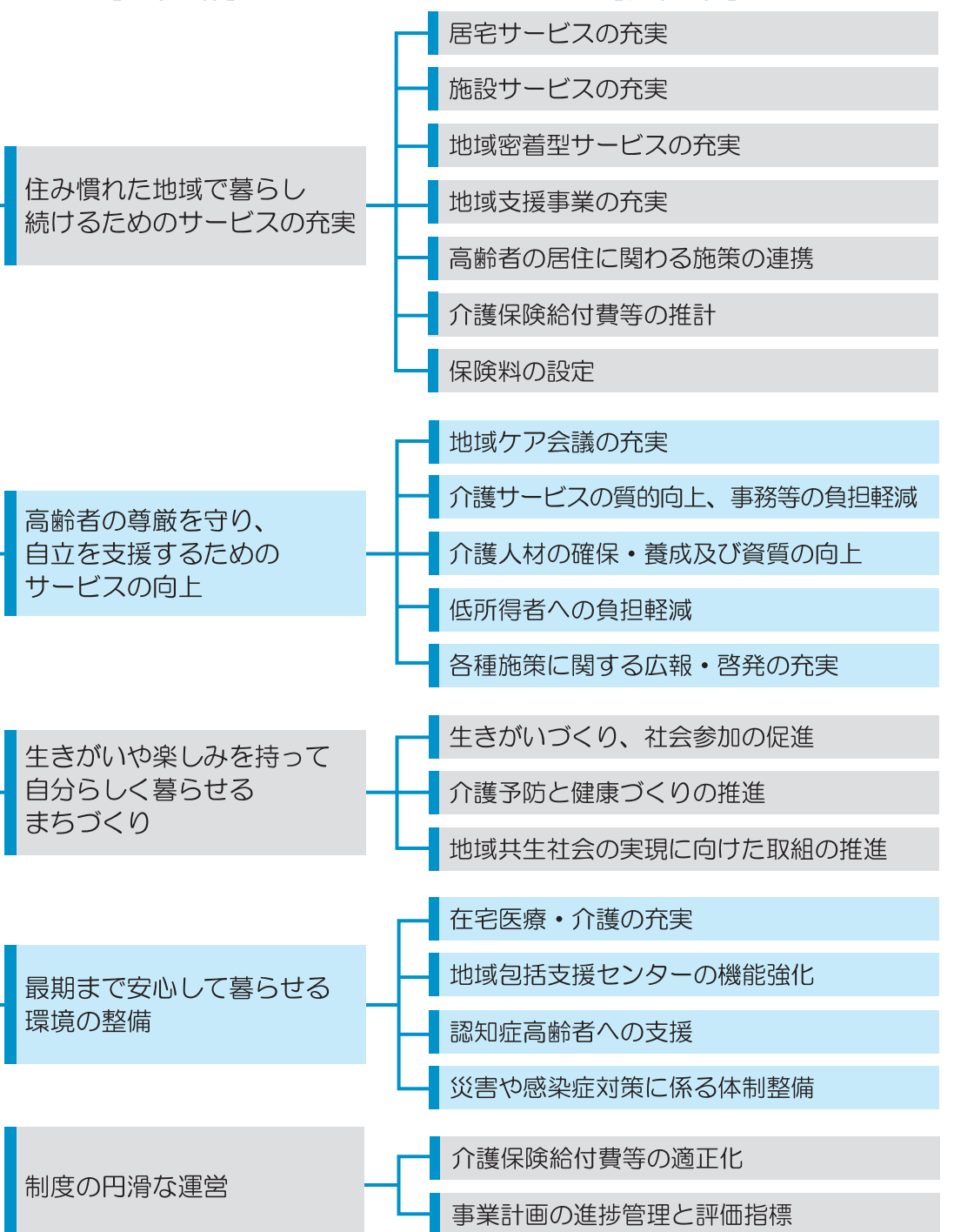
【基本理念】 【重点項目】

- 重点1 地域で暮らし続けるための在宅医療・介護の連携強化
- 重点2 重度化予防と自立支援への取組の推進
- 重点3 介護人材確保及び介護現場の生産性向上（モチベーションと業務効率の向上）

【基本目標】

【施策の柱】

誰もが自分らしく、
生きがいや楽しみを持って暮らせる
「支え合い・助け合い」のまちづくり



基本目標

1 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実

- 高齢者が要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、居宅サービスと地域密着型サービスの充実を図ります。
- 高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的な相談支援体制の機能強化等、地域支援事業を効果的に活用することで、地域の実情に即した事業展開を図ります。
- 住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、地域においては個々の高齢者それぞれの生活ニーズにあった住まいが提供されるよう、高齢者の居住に係る施策との連携を図ります。

2 高齢者の尊厳を守り、自立を支援するためのサービスの向上

- 高齢者が要介護状態等になっても自分の意思で自分らしい生活を営むことができる「高齢者の尊厳を支えるケア」を実現できるよう、地域ケア会議において地域課題やニーズを吸い上げ必要な社会基盤整備につなげるとともに、介護サービスの質の向上に努め、個々の状態・状況等に応じた適切なサービスの提供を目指します。
- 介護人材の確保・養成及び資質の向上、事務負担軽減、ICT・介護ロボットの普及、低所得者に対する利用負担の軽減、介護保険制度を含む各種施策に関する広報・啓発の充実に取り組みます。

3 生きがいや楽しみを持って自分らしく暮らせるまちづくり

- 高齢期の生活の質（QOL）を高めるためには、社会との関わりを持ちながら、これまでに得た知識や経験を活用し、生涯を通して新たなことにチャレンジしていくことが大切であることから、多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに応じた社会参加や社会貢献等への活動支援を展開します。
- 「支える側」「支えられる側」といった垣根を越え、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が生きがいや役割を持って社会参加し、支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

4 最期まで安心して暮らせる環境の整備

- 介護・医療が必要になった時に、どのようなサービスを受け、そして人生の最終段階をどこでどのように迎えるか等、「自分が望む高齢期の暮らし」に関して、高齢者になる前から準備・行動できるよう、住民意識の醸成に取り組んでいきます。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の人への支援に取り組みます。

重点項目

重点1 地域で暮らし続けるための在宅医療・介護の連携強化

- 医療を必要とする要介護者や認知症高齢者の増加に加え、医療・介護分野の人的制約が強まることが想定されるため、多職種間の連携強化による職種間での業務分散・負担軽減に取り組みます。
- 介護度の重い高齢者や医療ニーズの高い高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、在宅ケアネットを中心とした医療と介護が切れ目なく提供される体制を支援します。
- 介護や支援を必要とする高齢者等を地域でサポートするための拠点としてその役割を果たすことができるよう、地域包括支援センターの機能を強化します。

重点2 重度化予防と自立支援への取組の推進

- 住み慣れた地域で、いきいきとその人らしく、自立した生活を送ることができるよう、あわら市・坂井市と連携しながら、短期集中予防サービスC型事業（※）活用に向けた支援を行います。

※短期集中予防サービスC型事業とは

生活行為に支障のある高齢者（事業対象者・要支援者）を対象に、保健・医療・介護の専門職が短期集中的に関わることで社会参加、地域での役割を持った自分らしい生活の再獲得を実現するために行う事業です。

- 仕事を退職したり、趣味やスポーツを控えるなど生活に変化があった時に、心身の健康に良い生活を送るように心掛けたり、心身の衰えに応じて生活のあり方を見直ししながら、自分だけでは難しいことは必要な支援・サービスを選択して利用し、自律的に生活を管理する「セルフマネジメント」の力を高めることができる支援について検討します。

重点3 介護人材確保及び介護現場の生産性向上（モチベーションと業務効率の向上）

- 坂井地区では、国、県、構成市等と連携し介護の仕事のイメージアップに努めるとともに、従事者の負担を軽減するため、ICT・介護ロボット等の先進的な技術の導入促進に向けた取組を検討・実施します。
- 介護の分野を長期にわたって支える従事者を確保するため、若者への介護に関する情報提供、主に中学生を対象とした「介護のお仕事出前講座」を実施し、地区内介護事業所への就職につなげるため、現役世代の就労や定着支援、さらに、介護実践者研修受講や介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得といったキャリアアップ支援の取組を推進します。

制度の円滑な運営

介護保険給付費等の適正化

①要介護認定の適正化 ②ケアプラン等の点検 ③医療情報との突合・縦覧点検の給付適正化主要3事業を重点に計画的に進めていきます。

また、介護保険制度の適正な運営とよりよい介護サービス提供を実現できるよう、介護サービス提供事業者への運営指導を計画的に実施します。

事業計画の進捗管理と評価指標

基本理念及び基本目標の達成、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、計画の進捗を把握し、客観的に評価できるよう、評価指標を設定します。

評価指標の達成状況を定期的に確認し、介護保険運営協議会等において計画の進捗状況と併せて定期的に報告するとともに、住民への公表に努めます。

【目標指標（坂井地区広域連合）】（一部抜粋）

指標及び 指標の説明	現況 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)	目標値の考え方
フレイル予防に関する認知度	15.2%	30.0%	3年に1度実施しているニーズ調査を活用して、フレイル予防の認知度を把握する ※認知度は「内容まで知っている」と回答した割合で確認を行う
短期集中予防サービスC型を利用し、目標を達成した人の割合	30.0%	50.0%	元の生活を取り戻す支援(リエイブルメント)を基本方針とし、生活機能の低下が原因となっている対象者に対しては、短期集中予防サービスを実施 短期集中予防サービスの利用開始時に、できるようになりたいこと等の目標を設定し、目標を達成した割合で確認する
地域において健康づくりや趣味等の活動への参加割合	43.3%	60.0%	介護予防の取組と社会参加の支援を行うことで、地域で活動する高齢者の割合の増加を図る(3年に1度実施しているニーズ調査を活用して、参加状況の把握)
介護のお仕事出前講座の実施(延べ講師派遣回数)	2回	21回	学生を対象に、介護の仕事を身近に感じてもらうために、坂井地区内の介護保険事業者と連携し、介護の仕事の魅力を発信する
アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の認知度	13.8%	25.0%	3年に1度実施しているニーズ調査を活用して、アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の認知度を把握する ※認知度は「内容まで知っている」「名称は聞いたことがある」と回答した割合の合計で確認